# 安全保障環境及び戦い方の変化に伴う我が国の対応と沖縄への影響に関する調査業務企画提案仕様書

## 1　業務名

安全保障環境及び戦い方の変化に伴う我が国の対応と沖縄への影響に関する調査業務

## 2　業務期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで

## 3　業務の背景及び目的

近年の武力紛争では、無人機の大量運用、長射程精密打撃、人工知能を活用した情報処理及び意思決定、宇宙・サイバー・電磁波・情報領域の活用並びにこれらを組み合わせた作戦が顕在化しており、我が国政府は、安全保障環境及び戦い方の変化等を踏まえ、令和４年 12 月に策定した、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（以下「安保関連三文書」という。）を令和８年中に改定する方針を示している。

沖縄県には、在日米軍の施設・区域が所在しており、自衛隊の南西地域への配備強化や米軍の部隊改編、分散運用、長射程火力及び無人アセットの導入、日米の共同対処力の強化等は、沖縄を取り巻く安全保障環境に大きな影響を及ぼす可能性がある。

本業務は、戦い方の変化の動向及びそれに対する我が国の現在の対応、並びに安保関連三文書の改定内容を公開情報及び有識者への意見聴取等により調査し、比較分析するとともに、これらが沖縄を含む南西地域における米軍及び自衛隊の部隊配置、運用、装備、訓練、その他の軍事態勢に及ぼし得る影響を明らかにし、県の施策検討に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

## 4　委託業務の内容

⑴　調査設計

ア　調査対象、分析枠組み、使用する主要資料、有識者への意見聴取、作業スケジュール、実施体制等を記載した業務実施計画書を作成・提案すること。

⑵　戦い方の変化の動向及び安保関連三文書の改定内容に関する比較分析

ア　近年の武力紛争や防衛技術の発展を踏まえた戦い方の変化の動向（無人アセットの大量運用、長射程精密打撃、宇宙・サイバー・電磁波・情報領域を含む領域横断作戦、人工知能の活用、継戦能力の確保等）を整理するとともに、令和４年策定の安保関連三文書以降における我が国の現在の対応（防衛予算、部隊編成、装備調達・配備、南西地域への機動展開、日米共同対処の動向等）を把握すること。

イ　令和４年に策定された安保関連三文書と令和８年に改定が見込まれる安保関連三文書を比較し、新設、変更、拡充及び継続された事項を明らかにすること。

ウ　安全保障環境及び脅威認識、戦い方の変化、統合作戦及び指揮統制、無人アセット及び人工知能、スタンド・オフ防衛能力、防空・ミサイル防衛、宇宙・サイバー・電磁波・情報領域、分散運用及び機動展開、継戦能力及び後方支援、日米共同対処、南西地域の防衛等を主要な比較項目とすること。

エ　三文書間の関係、関連予算及び実施施策を確認し、政策上の記述が部隊、装備、配置、訓練、施設整備等にどのように具体化される可能性があるかを分析すること。

オ　三文書の改定後、速やかに新旧対照表及び主要論点の速報分析を作成して県に提出し、県との協議を経て最終報告書に反映すること。

⑶　沖縄を取り巻く安全保障環境への影響分析

⑵の調査結果を基に、短期的及び中期的な影響を分析すること。主な項目は次のとおりとし、その他必要な項目があれば提案すること。なお分析の対象は軍事的な面に限るものとする。

ア　在沖米軍及び沖縄県内・周辺の自衛隊部隊の任務、編成、装備及び配置

イ　日米の指揮統制、共同計画、共同対処及び部隊間連携

ウ　部隊及び装備の分散配置、機動展開、ローテーション配備及び一時展開

エ　航空機、艦艇、ミサイル、無人機、センサー、通信その他の装備の運用

オ　弾薬、燃料、輸送、整備、補給及び備蓄等の後方支援態勢

カ　米軍基地、自衛隊施設並びに空港、港湾、道路その他の施設の軍事上の利用及び相互連携

キ　施設の分散化、抗たん化、地下化その他の防護措置

ク　インド太平洋地域及び第一列島線における沖縄の軍事上の位置付け

⑷　有識者等への意見聴取

ア　国内外の研究者、実務経験者、シンクタンク関係者その他の有識者等に対し、意見聴取を行うこと。我が国の安全保障・防衛政策、日米同盟及び沖縄をめぐる軍事動向を研究する者を含めること。

イ　意見聴取の対象者、選定理由、質問項目及び実施方法は、事前に県と協議すること。

ウ　意見聴取の内容は、対象者の確認を得た上で記録を作成すること。公開又は報告書への掲載の可否を確認し、発言者の意向に応じて匿名化その他の措置を講ずること。

⑸　総合分析及び継続的な確認事項の整理

ア　前各号の結果を関連付け、戦い方の変化、我が国の現在の対応、安保関連三文書の改定及び沖縄を取り巻く安全保障環境の変化を一連の関係として総合的に分析すること。

イ　三文書改定後に具体化が見込まれる施策、部隊改編、装備取得、施設整備及び訓練等について、県が継続して確認すべき事項及び確認に利用できる公開資料を整理すること。

## 5　調査方法及び対象範囲

⑴　政府、軍、議会、国際機関その他の公的機関が公表する一次資料を基本とし、研究機関、専門家、報道機関等が公表する資料により補完すること。主要な一次資料は、原文を確認して分析すること。

⑵　資料の公表主体、公表日、対象期間及び参照先を記録し、最終報告書に出典を明示すること。ウェブ資料は、URL を記載すること。

⑶　装備の性能又は数量の列挙に終始することなく、当該装備がどのような運用構想、部隊編成等と結び付いているかを分析すること。

⑷　本業務では、国民保護、住民避難、防災計画、地域経済、観光、社会意識、環境、騒音、事件・事故及び地位協定の制度比較を調査対象としない。ただし、軍事態勢の把握に必要な範囲で関連事実に言及することを妨げない。

⑸　調査の基準日は、原則として成果品作成時点とし、業務期間中に公表された重要な政策、予算、部隊改編等を可能な限り反映すること。

## 6　業務の実施体制及び進行管理

⑴　受託者は、業務全体を統括し県との連絡調整を行う責任者を置くこと。調査担当者の役割、専門分野等の分析体制を明らかにすること。

⑵　契約締結後 10 日以内を目安として業務実施計画書を提出し、県の確認を受けること。計画を変更するときは、事前に県と協議すること。

⑶　業務の進捗状況を原則として毎月 10 日までに県へ報告すること。県が必要と認める場合は、随時、打合せ及び追加報告を行うこと。

⑷　業務期間の中間時点を目安として、収集資料、分析の進捗、有識者への意見聴取結果、三文書改定の検討状況及び今後の作業を記載した中間報告を行うこと。

⑸　安保関連三文書が改定された場合は、県と協議して定める期限までに速報分析を提出すること。令和９年１月末までに改定されない場合は、政府、国会、有識者会議、予算その他の公表資料に基づき、改定の主要論点及び想定される方向性を分析すること。

⑹　最終成果品の提出に先立ち、県が確認するための原稿を提出し、県の指示に基づき必要な修正を行うこと。

## 7　成果品

成果品として、次のものを納品すること。成果品の詳細な構成及び体裁は、県と協議の上、決定する。

⑴　調査報告書　本編及び資料編

⑵　調査報告書概要版　おおむね 10 頁から 15 頁

⑶　令和４年の三文書と令和８年改定の三文書との新旧対照表及び主要論点一覧

⑷　沖縄をめぐる軍事態勢への影響一覧及び県が継続して確認すべき事項の一覧

⑸　有識者等への意見聴取記録

⑹　引用・参考資料一覧及び調査に使用した公開情報の整理表

印刷物は調査報告書 10 部及び概要版 10 部とする。電子データは、県が編集可能なワープロソフト、表計算ソフト又はプレゼンテーションソフトの形式及び PDF 形式で納品すること。PDF は紙をスキャンしたものではなく、文字検索が可能な形式とすること。図表等の元データも併せて納品すること。

## 8　納品期限及び納品場所

⑴　納品期限　令和９年３月 31 日

⑵　納品場所　沖縄県知事公室基地対策課

## 9　業務の実施状況等に関する事項

⑴　事業完了時に、実際に要しなかった経費があるときは、相当する委託料を減額する。

⑵　受託者が本業務により作成した報告書等の成果物の著作権及び第三者から取得した著作権は、県が承継するものとする。ただし、本業務の実施に当たり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任により処理すること。

⑶　業務完了後に、受託者の責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

⑷　本業務により得られた成果物、資料及び情報等は、県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写又は漏えいしてはならない。

⑸　有識者等への意見聴取に伴い個人情報その他の非公開情報を取り扱う場合は、関係法令及び県の指示に従い、適切に管理すること。

## 10　予算に関する要件

本委託業務に係る予算は、4,752,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）とする。

## 11　再委託に関する制限

⑴　再委託の範囲

契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）については、県と協議の上、再委託等が必要と認められる業務に限り、県の事前の承認を受けた上で行うことができる。

⑵　簡易な業務の再委託

前号にかかわらず、複写、印刷、製本、文字起こし、翻訳、データ入力その他の簡易な業務については、事前の承認を経ずに再委託等を行うことができる。

⑶　一括再委託の禁止

委託業務の契約金額の二分の一を超える業務又は委託業務に関わる統括的かつ根本的な業務の再委託等は禁止する。

⑷　再委託の相手方の制限

再委託等の相手方として、本業務の公募に参加していた者、指名停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者を選定してはならない。

## 12　その他

⑴　本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施上当然に必要となる事項は、これを省略してはならない。

⑵　本仕様書に記載されていない事項が発生した場合又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、県へ書面により照会し、その指示に従うこと。